

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和 7 年度第 2 回） 議事要旨

日 時	令和 8 年 1 月 22 日（木） 午前 10 時 30 分から午後 0 時 00 分まで
場 所	都庁第一本庁舎 33 階 S 2 会議室
出席者	別紙のとおり
欠席者	なし
議 題	1 第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画に基づく施策・事業の実施状況について 2 第 5 期東京都犯罪被害者等支援計画素案（案）について
要 旨	<p>（1）議題 1 第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画に基づく施策・事業の実施状況について</p> <p>○ 資料 1 により、事務局から、総務局以外の取組について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活文化局所管の東京ウィメンズプラザにおける相談件数は 33,064 件だった。また、男性のための配偶者暴力等の相談件数は、1,400 件で、うち、DV 被害者相談は、228 件だった。 警視庁では、ストーカー事案に対し、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により、加害行為の防止を図るとともに、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させるなど、被害者等の保護の徹底を図った。 福祉局所管の児童相談所では、児童虐待を始め、子供の保護・ケア、保護者の支援等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化し、実践的な研修など研修プログラムの充実等により、一層の体制強化を図った。 教育庁では、都内における全ての公立小学校、中学校、高等学校（全課程）において、スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制を推進し、いじめ、不登校、集団不適應等並びに児童・生徒等の問題行動の未然防止及び事件・事故後の初期対応をするため、東京都教育相談センターがアドバイザースタッフを 166 回派遣し、心のケア支援を実施した。 住宅政策本部では、都営住宅入居者の公募における配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯について、当せん確率が一般申込者の 5 倍となる優遇抽せん制度を実施しており、年 2 回優遇抽選を実施、また、配偶者暴力被害者については、特例として単身での申込みに対応できるようにしており、年 4 回募集を実施した。 <p>（2）議題 2 第 5 期東京都犯罪被害者等支援計画素案（案）について</p> <p>○ 資料 2、3、4 を事務局から説明後、議論が行われ、素案について了承された。</p> <p>○ 今後、施策を進めるにあたっての主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪等の被害に遭った子供や声をあげられない障害者への支援を充実させることは重要。 性犯罪等被害者の状況に応じた医療機関との連携強化が重要。また、子供の支援には、多機関連携だけでなく多職種連携も重要。 外国人への通訳などの支援や被害者への長期にわたる支援が必要。 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度導入が進むとよい。 区市町村の条例制定を都として協力することは、その自治体にとって、大きな力になる。 どこに住んでいても、一人ひとりに寄り添い、相談ができ、医療支援が受けられる体制の構築に取り組むことが重要。

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会 委員名簿

○委員

役 職 等	氏 名
武蔵野大学通信教育部人間科学部 講師	あきの けいこ 浅野 敬子
公益社団法人被害者支援都民センター 理事長	あすかい のぞむ 飛鳥井 望
全国犯罪被害者の会（新あすの会）会員	いとが みえ 糸賀 美恵
帝京平成大学人文社会学部 教授	おおつか あつこ 大塚 淳子
中央大学 名誉教授	しいばし たかゆき 椎橋 隆幸
弁護士（しみず法律事務所）	しみず たく 清水 卓

(五十音順、敬称略)

○オブザーバー

警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長	おくだ あきひろ 奥田 暁宏
--------------------	-------------------

(敬称略)